

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	4
貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年7月分)	・・・	9

令和6年8月20日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	上信ハイヤー株式会社 (法人番号: 2070001007102) 代表者 堀口 直行
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県高崎市江木町118-2 (藤岡営業所) 群馬県藤岡市藤岡835-9
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 20日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年11月6日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2) 運行基準図の作成義務等違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第27条第1項)、(3) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年8月20日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ボルテックスアーク (法人番号: 6070001010077) 代表者 福岡 泉
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県安中市下磯部987-1 (本社営業所) 群馬県安中市下磯部987-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 20日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年11月29日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年8月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社旅・粋屋（法人番号：1120001191429） 代表者 左和佳
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 大阪府大阪市住之江区南加賀屋3-5-3 （本社営業所） 千葉県成田市前林747-4
(4) 行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年5月28日及び令和6年6月10日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第3項)、(2)疾病のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和6年8月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	エデン有限会社 (法人番号: 7021002062053) 代表者 ヴィシンスカヤ・リュドミラ
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県印旛郡酒々井町中川58-5 (千葉営業所) 千葉県印旛郡酒々井町中川58-5
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	令和6年6月24日及び令和6年7月1日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点検整備関係義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和6年8月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社えびす交通（法人番号：6050002008460） 代表者 戸島匡宣
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 福岡県福岡市博多区博多駅前3-4-8 (千葉営業所) 千葉県四街道市大日304-30
(4) 行政処分等の内容	文書勧告
(5) 主な違反の条項	道路運送法施行規則第66条第1項第7号
(6) 違反行為の概要	令和6年5月16日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)氏名若しくは名称又は住所の変更届出(道路運送法施行規則(以下「施行規則」)第66条第1項第7号)、(2)法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出(施行規則第66条第1項第8号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年8月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社マコト (法人番号: 7020001032380) 代表者 井上誠一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市港北区菊名1-13-17 (本社営業所) 神奈川県横浜市港北区菊名1-13-17
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	令和5年10月17日、令和5年10月24日及び令和5年11月14日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年8月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	ニュー恒容交通株式会社（法人番号：9040001046468） 代表者 錢子畏
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都大田区中央1-11-17 (本社営業所) 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1-353
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 230日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和5年9月22日、令和5年10月11日及び令和5年11月2日、定期的な監査を実施。11件の違反が認められた。 (1) 事業計画の事前変更届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第3項)、(2) 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3) 疾病のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(4) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5) 業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(6) 業務の記録保存義務違反(運輸規則第25条第2項)、(7) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(8) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9) 整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(10) 運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(11) 報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 23点 当該事業者の累積点数 33点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20240701	北関東物流 株式会社(法人番号4060001017216)代表者:神成 光輝	栃木県鹿沼市流通センター16	鹿沼第二	栃木県鹿沼市茂呂2457	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項	労働局からの通報を端緒として、令和6年4月19日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0
20240709	テラテクニカル 株式会社(法人番号5070001028062)代表者:影山 カ也	群馬県高崎市八幡原町1258-1	本社	群馬県高崎市八幡原町1258-1	輸送施設の使用停止(170日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項	労働局からの通報を端緒として、令和5年5月18日及び同年6月23日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)	17	17
20240709	エフエスロジスティクス 株式会社(法人番号6011801029535)代表者:吉川 直樹	東京都足立区六町4-12-12	八潮	埼玉県八潮市大瀬930-1	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年7月5日及び同年8月7日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(8)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	8	8
20240709	群馬急行運送 有限会社(法人番号7070002028910)代表者:星野 秀一	群馬県太田市山之神町297-9	本社	群馬県太田市山之神町297-9	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和5年9月7日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	6	6
20240709	有限会社 関東田名見運輸(法人番号1050002010545)代表者:田名見 秀明	茨城県笠間市安居1610-1	本社	茨城県笠間市安居1610-1	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和5年6月27日及び同年9月1日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	6	6

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20240709	利根西部運送 株式会社 (法人番号 9070001022994)代表者: 塩浦 敬之	群馬県沼田市高橋場 町313	横塚第一	群馬県沼田市横塚町13 15-2	輸送施設の使用停止 (45日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の 3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年7月26日及び同年8月17日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(4)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	5	5
20240709	川合運輸 株式会社(法人 番号6380001011176)代表 者:川合 幸治	福島県須賀川市卸町5 8	栃木	栃木県鹿沼市茂呂248 7-4	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年9月12日及び同年12月22日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	3	3
20240709	有限会社 コマツ運輸(法人 番号2021002043537)代表 者:小松 孝	神奈川県座間市ひばり が丘5-8-12	本社	神奈川県座間市ひばり が丘5-8-12	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条 第2項	重傷事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年11月16日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)事故惹起運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	1	1
20240709	古河陸運 株式会社(法人 番号5050001018362)代表 者:奥村 純一郎	茨城県古河市三杉町1 -10-20	本社	茨城県古河市三杉町1 -10-20	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年12月14日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20240717	有限会社 豊明(法人番号5040002012927)代表者: 安田 暁	千葉県千葉市若葉区加曾利町969-26	本社	千葉県千葉市若葉区加曾利町969-26コーポローズマリ-102	輸送施設の使用停止(280日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年6月22日及び同年7月6日、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(11)運行管理者の選任・解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(12)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(13)事業計画(営業所の位置)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(14)事業計画(主たる事務所の位置)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(15)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	28	28
20240717	有限会社 新政(法人番号5070002019085)代表者: 新井 政光	群馬県伊勢崎市下触町142-3	本社	群馬県伊勢崎市下触町142-3	輸送施設の使用停止(270日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年10月11日及び同年11月1日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)業務記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(9)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(12)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	27	27
20240717	有限会社 光隆運輸(法人番号1040002052646)代表者: 島村 正直	千葉県流山市平和台4-6-2	本社	千葉県流山市平和台4-6-2	輸送施設の使用停止(135日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年2月10日、同年同月14日及び同年同月27日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	14	14

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20240717	ダイナライン 株式会社(法人番号8050001046261)代表者:加藤 萌菜	茨城県筑西市飯島57-1	本社	茨城県筑西市飯島57-1	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年1月24日、同年1月26日及び同年2月3日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)事故の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(8)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(12)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第24条)	6	6
20240717	株式会社 古賀総業(法人番号5030001135267)代表者:古賀 貴典	埼玉県川口市戸塚東4-28-8	本店	埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻6-5-3	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和5年10月5日及び同年10月11日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	5	5
20240717	有限会社 渡良瀬運輸(法人番号9070002025179)代表者:亀井 邦彦	群馬県伊勢崎市間野谷町1-17	本社	群馬県伊勢崎市間野谷町1-17	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年10月13日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	4	4
20240717	株式会社 日の出ライン(法人番号1070001030261)代表者:松本 光浩	群馬県太田市亀岡町126-1	本社	群馬県太田市堀口町271-4	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5	労働局からの通報を端緒として、令和5年11月21日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(2)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	1	1
20240717	株式会社 ロイヤルサービス(法人番号7011801018685)代表者:高谷 仁	東京都足立区堀之内2-11-1	ふじみ野	埼玉県ふじみ野市長宮1-2-20	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年2月27日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20240723	勝浦興運 株式会社(法人番号2011701002133)代表者:鈴木 康修	東京都江戸川区南葛西6-29-3	本社	東京都江戸川区南葛西6-29-3	輸送施設の使用停止(140日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年11月15日及び同年12月6日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(12)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	14	14
20240723	有限会社 高総業(法人番号3021002028487)代表者:高 秀一	神奈川県相模原市中央区田名塩田4-6-16	本社	神奈川県相模原市中央区田名塩田4-6-16	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年5月10日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(9)報告(事業報告書及び事業実績報告書の提出)義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(10)報告(運賃及び料金の届出)義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	4	4
20240730	株式会社 TOWA物流(法人番号4440001005363)代表者:渡邊 秀昭	北海道亀田郡七飯町大川1-4-12 大川第1桙柱15号室	群馬	群馬県渋川市北橋町真壁上大林1060-1	輸送施設の使用停止(120日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年6月15日及び同年6月27日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)整備管理者の選任・変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条)、(6)運行管理者の選任・解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(7)事業計画(自動車庫庫の新設)の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(8)事業計画(営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数)の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	12	12

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20240730	有限会社 タケナカ物流 (法人番号 3011702007163)代表者: 山口 茂雄	東京都江戸川区一之江 8-7-8	本社	東京都江戸川区一之江 8-7-8	輸送施設の使用停止 (50日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年10月5日及び同年10月13日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(5)整備管理者の変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条)、(6)運行管理者の選任・解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(7)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(8)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	5	5
20240730	株式会社 キタザワ引越センター(法人番号 3010601023767)代表者: 北澤 敏也	東京都江東区三好2- 10-6	本社	東京都江戸川区北葛西 2-5-28	輸送施設の使用停止 (50日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年11月10日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	5	5

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)